

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員の説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
	該当団体数		25	22	15	6	16	9	15	2	1	7	22	
栃木県	宇都宮市	学校管理課	028-632-2723	○	○	○	○	○	○				http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/	
栃木県	足利市	足利市教育委員会事務局学校管理課	0284-20-2221	○	○	○	○	○	○		○		http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/shugakuenjo.html	
栃木県	栃木市	教育委員会事務局 学校教育課	0282-21-2472	○	○		○	○	○				http://www.city.tochigi.lg.jp/	
栃木県	佐野市	教育委員会学校教育課	0283-61-1172	○	○								http://www.city.sano.lg.jp	
栃木県	鹿沼市	教育委員会事務局 学校教育課	0289-63-2239	○	○		○	○					http://www.city.kanuma.tochigi.jp/9.2396.140.html	
栃木県	日光市	学校教育課学校教育係	0288-21-5181	○	○		○	○	○	○			http://www.city.nikko.lg.jp/gakkou/shouchuu/tetsuzuki/jun-youhogo.html	
栃木県	小山市	教育委員会学校教育課	0285-22-9632	○	○		○		○				http://www.city.ovama.tochigi.jp/	
栃木県	真岡市	学校教育課	0285-83-8181	○			○		○				http://www.moka-tcg.ed.jp/kyouiku_01/	
栃木県	大田原市	大田原市教育委員会 教育部 学校教育課	0287-98-7114				○	○	○					
栃木県	矢板市	教育総務課	0287-43-6217				○	○	○					
栃木県	那須塩原市	教育委員会学校教育課学校支援教職員係	0287-37-5289	○	○		○						http://www.city.nasushiobara.lg.jp/28/84/006616.html	
栃木県	さくら市	学校教育課	028-686-6620	○	○	○	○		○				http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/soshiki/23/nyuugaku.html	
栃木県	那須烏山市	教育委員会事務局学校教育課	0287-88-6222	○				○					http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/10.20750.117.292.html	
栃木県	下野市	学校教育課	0285-52-1118	○	○							○	http://svptwb01.shimotsukecity.local/pe4/	
栃木県	上三川町	教育総務課	0285-56-9156	○	○		○		○			○	http://www.town.kaminokawa.tochi.jp/	
栃木県	益子町	学校教育課	0285-72-8862		○							○		
栃木県	茂木町	生涯学習課学校教育係	0285-63-3337	○								○	http://www.town.motegi.tochigi.jp/motegi/nextpage.php?cd=000001672&svurui=2&lev=2&hidchangemoui=2	
栃木県	市貝町	こども未来課	0285-68-1119	○	○		○	○	○				http://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=20899	
栃木県	芳賀町	こども育成課	028-677-6024	○					○				http://www.town.haga.tochigi.jp/kurashi/kosodate/kyouiku/shuugakuenjo.html	
栃木県	壬生町	学校教育課	0282-81-1870	○	○	○							http://www.mibu.ed.jp/htdocs/index.php	
栃木県	塩谷町	学校教育課	0287-48-7501	○	○	○			○			○	http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=9043	
栃木県	野木町	こども教育課 子育て支援係	0280-57-4138	○			○		○	○		○	http://www.town.nogi.lg.jp/page/page000459.html	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL		
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他				
栃木県	高根沢町	こどもみらい課	028-675-6466	○		○										http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/kodomo/kodomo01.html
栃木県	那須町	学校教育課	0287-72-6922	○			○	○								http://www.town.nasu.lg.jp/hp/page000001000/hpg000000906.htm
栃木県	那珂川町	那珂川町教育委員会学校教育課	0287-96-2114	○			○						○			www.town.tochigi.nakagawa.lg.jp

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																				ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	目安額				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期	目安額		
	該当団体数	19	20	19	16	19	21	11	9	15	16	12	7	12	12	11	5	0	0	10						
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	308	世帯員の失業、失業、離職、傷病若しくは死亡又は災害等により急激に生活状態が悪化したため、学用品費等の負担が困難と認められる者	10%未満
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	294		15%未満
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	344	特別の事情により、現年度において生活の困窮を来している者。	5%未満
栃木県	佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				※認定委員会の認定委員、児童福祉課の保護児童にそれぞれ設置し、個人認定は教育委員会、課税情報係を併設し、生活保護基準のおよび(世帯員)、認定協議(学校長、児童委員、教育委員会)で認定内容をとり、1. の要件が満たすかを判断し、総合的に判断している。	5%未満
栃木県	鹿沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				生活保護の基準額が変わっても自動的に対応しないよう、生活保護課より「生活保護課」に、担当の担当とした。(内容は特別支援就学奨励費申請認定に関する保護基準を参照)	10%未満
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	370		10%未満
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	298	その他、災害、失業等で特に学校長が認定を必要と認める場合で、教育委員会が認める事由がある者であること。	5%未満
栃木県	真岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	295		5%未満
栃木県	大田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	272	失業・災害等	10%未満
栃木県	矢板市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	228		10%未満
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	352		10%未満
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	360		10%未満
栃木県	那須烏山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	330		10%未満
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					5%未満
栃木県	上三川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	当該年度	345		5%未満
栃木県	益子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	258		5%未満
栃木県	茂木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	304		5%未満
栃木県	市貝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					5%未満
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					5%未満
栃木県	壬生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				特別支援教育就学奨励費の需要額(1.0未満)	10%未満
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	当該年度	270	要保護に準ずる程度困窮し、援助を要すると教育委員会が認めた者	10%未満
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等見直しを使用して所得の審査を行う	5%未満

		2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																								平成25年度準要保護・準要保護就学援助率					
①都道府県	②市町村名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容							
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠	目安額								
																							課税所得等の分類		基準額の時期						
																						給与収入(税引き前)	当該年度	335							
栃木県	高根沢町	○	○	○	○	○	○					○		○																5%未満	
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○								○						○									民生委員の調査により、援助が必要との所見が得られたもの	10%未満
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○					○		○																10%未満	

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スケールソーシヤルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
①都道府県	②市町村名	該当団体数	3	0	2	0	6	3	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	宇都宮市					○																
栃木県	足利市																					
栃木県	栃本市					○																
栃木県	佐野市																					
栃木県	鹿沼市																					
栃木県	日光市					○																
栃木県	小山市					○																
栃木県	真岡市					○																
栃木県	大田原市																					
栃木県	矢板市																					
栃木県	那須塩原市			○																		
栃木県	さくら市	○					○					○										
栃木県	那須烏山市																					
栃木県	下野市																					
栃木県	上三川町																					
栃木県	益子町					○																
栃木県	茂木町			○																		
栃木県	市貝町																					
栃木県	芳賀町																					
栃木県	壬生町																					
栃木県	塩谷町	○					○				○											
栃木県	野木町																					

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																							
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)						問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
①都道府県	②市町村名	問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3				問A-4												
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が大きいよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への厚い支援	ケ その他			
栃木県	高根沢町	○				○																			
栃木県	那須町																								
栃木県	那珂川町																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)							問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応している」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会での状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度		ク 対象者への厚い支援	ケ その他	
	該当団体数	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木県	宇都宮市																							基準額の時期を変更
栃木県	足利市					○																		基準額の時期を変更 基準額の時期を変更(本市では、就学援助費補助金の認定について、その基準額の基礎となる生活保護基準を平成25年8月以前の改訂前の基準を採用している。また、補助金の取組等については、児童福祉法、児童福祉法施行規則(児童の福祉に関する取組)等に基づき、その認定基準(基準額)を定めている。)
栃木県	栃木市																							基準額の時期を変更 ②また、市採用のスクールソーシャルワーカーを活用し、必要と思われる世帯に経済的支援のついで情報提供や助言等を行っている。
栃木県	佐野市																							
栃木県	鹿沼市																							
栃木県	日光市																							基準額の時期を変更
栃木県	小山市																							基準額の時期を変更
栃木県	真岡市																							基準額の時期を変更
栃木県	大田原市					○																		基準額の時期を変更
栃木県	矢板市			○																				
栃木県	那須塩原市																							
栃木県	さくら市																							本市では、生活保護基準額の算出にあたり、児童福祉法で定められている「児童扶助費率」を算定しています。結果として、本市が定める児童福祉法の規定が適用される状況のため、現時点では調整は行われていません。
栃木県	那須烏山市			○																				
栃木県	下野市																							
栃木県	上三川町		○																					本市では、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して算定しているもの)を算出したため、「算出額」で「下げている」とは認められませんが、生活保護基準の算出による影響への対応として、生活保護基準額に「係数」を掛けたものに変更した。
栃木県	益子町																							平成26年度4月に「母子生活支援費(児童福祉法)生活保護費(児童福祉法)費」を定め、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものを認定基準とした。係数については、「生活保護基準額の算出」に前の基準額で算定された。
栃木県	茂木町																							
栃木県	市貝町																							
栃木県	芳賀町																							本市においては、生活保護に対して、就学援助の支給の有無にかかわらず給付(奨励金)はあり、GPOD/市を参照しています。
栃木県	壬生町																							
栃木県	塩谷町																							
栃木県	野木町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																	問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)							問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への厚い支援	ケ. その他					
栃木県	高根沢町																										生活保護基準等のうち、平成24年度まで適用していた項目で、取組が関係がなくなったを通知しています。通知した上で各種取組が必要となり、申請数の負担が増加し、申請が滞り始める等のためについて、追加して実施し、その結果、基準額によっては、生活保護基準額が増額しており、できるだけ生活扶助基準の見直しによる影響が最小となるように対応しています。
栃木県	那須町																										
栃木県	那珂川町																										